

## 1 趣旨

この基本方針は、国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）及び国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）に基づき、環境に配慮した物品等（以下「環境物品等」という。）の調達及び契約を総合的かつ計画的に推進するにあたり基本的な事項を定めるものとする。

## 2 環境物品等の調達及び契約の基本的考え方

環境物品等の調達及び契約にあたっての基本的考え方は次のとおりとする。

- (1) 事前に調達の必要性を十分に検討し、調達する物品の量は必要最小限とすること。
- (2) 環境への負荷の状況については、材料となる資源の採取から、製造、流通、使用、廃棄、リサイクルなど物品のライフサイクル全般を考慮すること。
- (3) 調達方針で定めた物品等以外の物品等の調達についても、その必要性和適正量を十分検討した上で、環境負荷が相対的に小さい物品等の調達に努めること。
- (4) 2050年二酸化炭素排出量実質ゼロの達成に向けて、コストと環境負荷低減のバランスを考慮して、できる限り広範囲な分野で温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の実施に努めること。

## 3 調達方針の作成

- (1) 環境物品等の調達及び契約にあたっては、次に掲げる事項を定めた環境物品等の調達方針（以下「調達方針」という。）を策定し、総合的かつ計画的に実施する。
- (2) 調達方針は、郡山市地球温暖化対策推進本部（以下「推進本部」という。）幹事会で検討し、本部長がこれを決定する。
- (3) 調達方針は、必要に応じて見直しを行う。

## 4 対象品目以外の物品等の調達

対象品目以外の物品等については、環境物品等の調達推進の基本的考え方及び対象品目の判断基準等を参考にし、できる限り環境負荷の低減に資する物品等の調達推進に努めるものとする。

## 5 推進体制等

- (1) 環境物品等の調達及び契約のための事項については、郡山市地球温暖化対策推進本部で組織された体制により行う。
- (2) 物品等の調達及び契約を所掌する課等は、調達方針に定める目標が達成されるよう環境物品等の調達及び契約に積極的に努める。
- (3) すべての職員は、自らの業務において環境物品等の調達及び契約に積極的に努めるとともに、調達方針に定める目標が達成されるよう協力しなければならない。

## 6 実績報告

環境物品等の調達及び契約に係る実績報告等は、推進本部が取りまとめて集計を行うものとする。

## 7 実績の公表

環境物品等の調達及び契約の実績については、市民、事業者の自主的な取り組みを推進するため、（仮称）郡山市地球温暖化対策総合戦略の実施状況等と併せて、定期的に公表するものとする。

#### 8 関係事業者に対する要請

市は、物品等を納入する業者、役務の提供事業者、公共工事の請負事業者等に対して、事業者自身が調達方針に準じた取り組みを推進するよう働きかけるものとする。

#### 9 基本方針の見直し

この基本方針は、社会情勢の変化、技術の進歩等に合わせて適宜見直しを行うものとする。